

「山口市の生活環境の保全に関する条例の一部改正（素案）」
（太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理）
に対するパブリック・コメント（意見募集）実施要領

「山口市の生活環境の保全に関する条例の一部改正（素案）」（太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理）について、条例制定（一部改正）に当たっての検討資料とするため、市民の皆様から意見を募集します。

1 意見を募集する案件

「山口市の生活環境の保全に関する条例の一部改正（素案）」

2 意見の募集期間

令和7年11月27日（木）～令和7年12月26日（金）まで（必着）

3 資料の閲覧場所

環境部環境政策課、各総合支所（市政情報コーナー）、地域交流センター（阿知須地域交流センター及び徳地地域交流センターを除く。分館含む）、各市立図書館、市ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>）に資料掲載（サイト内検索で「パブリックコメント」で検索）

4 御意見の提出方法

御意見の提出にあたって様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名及び「山口市の生活環境の保全に関する条例の一部改正（素案）に対する意見」と必ず明記していただき、本条例（素案）のどの部分に対する御意見・御提言なのかを明示した上で、郵便、電子メールで、または市ウェブサイトからお寄せいただくか、環境政策課へ直接お持ちください

なお、電話または来庁による口頭での御意見の申し出は受付いたしかねます。また、御提出いただいた御意見の原稿はお返しいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

5 御意見の取扱い

御提出いただいた御意見は、条例制定（一部改正）に当たって十分に検討させていただきます。

御意見の内容（個人情報を除く）は、それに対する本市の考えとあわせて意見募集期間終了後に一括して公表いたします（御意見を類型化したうえで本市の考え方を示す場合があります）。

なお、分かりにくいものや匿名の御意見、あるいは本案件に関係がないと思われる御意見には、本市の考え方を示さない場合があります。御意見に対する個別の直接回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

また、御記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

6 御意見の提出先・問い合わせ先

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市環境部環境政策課（山口市役所本庁舎3階）

TEL:083-934-2687

E-mail:kankyo@city.yamaguchi.lg.jp